# 第9回大阪地区渋滞対策協議会

【道路交通アセスメントの取り組み】

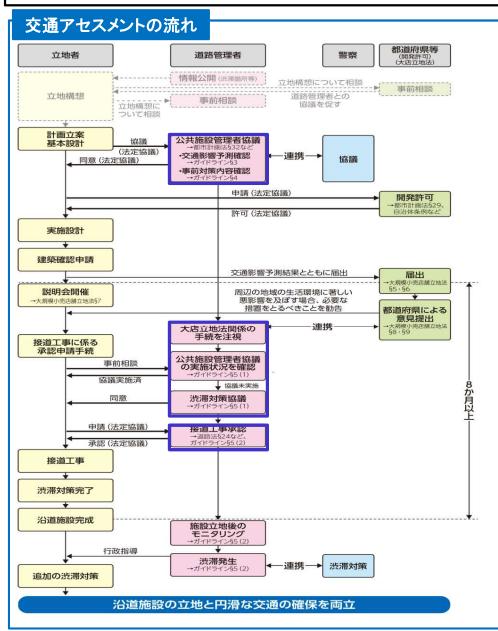
令和2年8月

# 近畿地方整備局管内における道路交通アセスメント制度の運用



国土交通省

- 令和2年1月より「道路交通アセスメントガイドライン」運用開始
- 大店立地法手続きの事前協議 1 件 (奈良県)、事前相談 4 件 (大阪府・兵庫県)を受付
- 協議の輻輳等により立地者に過度の負担が生じないよう適切な運用を図るため、自治体等と道路管理者が密に連携し、自治体関係部局や 関係業界の事業者等との協力により効果的な渋滞対策を講じる。



# ガイドラインの概要

#### 「対象施設」

重要物流道路(直轄)の沿道に立地を予定している施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる全ての要件を満たすもの。

- (1) 次のア又はイに掲げる条件のいずれかに該当するもの
  - ア 小売業を行うための店舗(店舗面積1,000㎡を超えるもの)
  - イ 当該施設の延床面積が20,000㎡以上のもの(集合住宅を除く。)
- (2) 立地に際し、都市計画法第32条、条例等に基づき、道路管理者に対する協議(法定協議)が必要とされていること
- (3) 半径2km以内の重要物流道路上に主要渋滞筒所が存在すること
- (4) 立地に際し、道路法第24条に基づく乗入れ工事の承認申請を予定しているもの

## [交通影響予測]

対象施設の法定協議において、施設規模を踏まえて適切な予測手法により交通影響予測を実施し、結果を提出。

#### [渋滞対策]

交通影響予測の結果、予測範囲内の重要物流道路上の主要渋滞箇所において交通流の悪化が認められる場合や、新たな渋滞箇所の発生が認められた場合は、所要の渋滞対策を実施。

#### [乗入れ工事の承認申請時]

対象施設に係る乗入れ工事の承認申請時には、法定協議が実施されていること(同意していること)を確 認。万一、法定協議を実施していない場合には、協議を実施し、申請者と道路管理が合意したのちに承認。

#### [ 乗入れ工事の承認時]

承認を行う際、対象施設の立地後に渋滞等が生じた場合には、更なる渋滞対策を講じる必要がある旨を 文書で付記。

# [対象施設の立地後の対応]

立地後、交通状況の悪化が生じていないか確認し、悪化している場合には、協議の上、所要の渋滞対策を実施。

#### [関係機関との連携]

計画立案の初期段階から適切に協議が行われるよう、自治体担当部局など関係機関との連携を強化。

# 「渋滞箇所等の情報公開]

立地者が施設立地箇所の検討段階から渋滞箇所等の情報を参照できるよう情報公開に努める。